

消費者基本計画の平成24年度前半の実施状況に関する検証・評価・監視  
関係省庁ヒアリングの対象施策・対象省庁及びヒアリング項目

①16:00～16:45

テーマ	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
脱法(違法)ドラッグ	37-2	いわゆる脱法ドラッグ(違法ドラッグを含む)の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。	引き続き実施します。	関係省庁等	消費者庁 厚生労働省 警察庁	1. 脱法(違法)ドラッグを巡る現状(販売動向、事件・事故や健康被害の発生状況、取締り・検挙数等)について説明されたい。 2. 当委員会の提言に盛り込まれた以下の事項についての取組状況や今後の見通しについて説明されたい。 (1)薬事法上の指定薬物への指定の迅速化。 (2)「包括指定」の導入。 (3)麻薬取締官(員)への違法ドラッグの取締権限付与。 (4)取締当局との連携強化。 (以上、厚生労働省、警察庁)  (5)乱用・健康被害の実態把握と消費者への情報提供・啓発の強化。 (厚生労働省、警察庁、消費者庁)

②16:45～17:15

テーマ	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
住宅用太陽光発電システム	40	一定の水準や合理性を満たしている民間サービス事業者に対して、サービス品質や信頼性を確保し、消費者が安心してサービスを利用できるよう、第三者が認証を与える制度の普及促進についてフォローアップを行います。 既に制度が運用されているエステティック業、結婚相手紹介サービス業については運用上の課題を把握するとともに、必要に応じて助言を行います。また、消費生活センターなどに寄せられる苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の必要性について業界団体などととも検討します。	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。	経済産業省	消費者庁 経済産業省	1. 太陽光発電システムの販売に関して、消費者庁が把握した違反件数及び概要について説明されたい。 2. 違反に対し、特商法、景表法等を用いてどのような対応を行ったのか説明されたい。 3. 都道府県に対し特商法、景表法等の執行強化のためにどのような要請を行ったのか説明されたい。 (以上、消費者庁) 4. 当該分野における改正割賦販売法の適切な運用に向けた取組状況について説明されたい。 5. PV施行士認定制度発足に向けた取組状況について説明されたい。 6. 同制度の円滑な立ち上がりのための経済産業省の取組・支援の状況を説明されたい。 (以上、経済産業省)
	41	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	継続的に実施します。	消費者庁		
	45	改正割賦販売法を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、同法の運用を通じて適切な対応を進めます。	継続的に実施します。	経済産業省		
	80	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。	継続的に実施します。	消費者庁		

③17:15～17:45

テーマ	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
特定商取引法	41	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	継続的に実施します。	消費者庁	消費者庁	1. 訪問購入規制の適用除外物品・取引態様に係る政令の検討状況・内容・今後の予定等について説明されたい(パブコメの結果概要も含む)。 2. 国・都道府県を通じた執行体制の強化に向けた取組について説明されたい。 3. 指定権利制のすき間や適用除外業種における消費者トラブルの発生状況についてどのように認識しているか説明されたい。 4. 指定権利制の廃止や適用除外業種の見直し等、特商法の抜本見直しについての問題意識や今後の見通しについて説明されたい。
	43	特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。 消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します。	消費者庁 関係省庁等		
	44-2	① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 ② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	①実施済み。 (被害実態を把握した上、貴金属等の訪問買取りを行う事業者が留意すべき点を公表した他、注意喚起等を実施。) ②一部実施済み	消費者庁 警察庁 経済産業省		